

東大阪市公告第 128 号

次に記載の者はその住所などが明らかでないため、送達すべき書類を送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公告する。当該書類は、本市市民生活部医療保険室保険料課において保管し、該当者が申出をしたときは、いつでも交付する。

なお、該当者の申出のなかったときは、国民健康保険法第 78 条において準用する地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 7 月 17 日に当該書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 7 月 10 日

東大阪市長 野田 義和

該 当 者 (送達を受けるべき者)	氏 名 (名 称)	武田 奏人
送達すべき書類を特定するために必要な情報		令和 8 年度国民健康保険料関係書類 (令和 8 年度：東大阪市保第 1381 号)